

令和3年度新居浜市水防協議会記録

日 時 令和3年5月21日（金）14：00～14：40
場 所 新居浜市消防防災合同庁舎 5階 災害対策室
出席者 22名
欠席者 3名
傍聴者 0名
事務局 4名

1 開会

○事務局（危機管理課）

ただ今から、令和3年度新居浜市水防協議会を開催させていただきます。なお進行につきましては着座のまま失礼致します。

本日は、御多用の中、本会に御出席を賜り誠にありがとうございます。

本日、司会進行を務めさせていただきます。新居浜市市民環境部危機管理課の神野でございます。よろしくお願い致します。

まず、本会議の終了予定時刻につきましては、15時としております。

本会議の目的でございますが、水防体制の充実強化を図り、台風等の水害における迅速な対応や関係機関との連携及び協力体制など、円滑な運用を実施することを目的としております。

それでは、お手元の資料の確認をお願い致します。

次第 1部、令和3年度 新居浜市水防計画（案）、1部、配席表 1部、令和3年度 新居浜市水防協議会出席者名簿 1部、避難情報の変更に伴います、リーフレット 1部、大型土のう強度調査報告

以上、資料6点となります。

なお、水防計画（案）につきましては、本協議会での審議結果により柔軟に対応するため、校正段階での資料を準備させていただきましたので、併せてお知らせ致します。

それでは、お手元の次第にもとづき会を進めさせていただきます。

まず、開会にあたりまして、新居浜市水防協議会会長石川市長より挨拶をお願い致します。

2 市長挨拶

○石川市長

令和3年度新居浜市水防協議会の開会にあたりまして、一言御挨拶を申し上げます。
委員の皆様には、ご多忙のところ、水防協議会にご出席いただき、誠にありがとうございます

ざいます。

また、平素は、市政各般にわたりまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症につきまして、皆様方のご理解とご協力のもと、感染対策に万全を期して対応を行っていただいておりますが、5月以降の感染者数はおちつきつつありますが、引き続き、気を緩めず、「外出の5割自粛」、「こまめな手洗いと手指消毒の徹底」、「マスクを着用していても会話は距離を取る」など、感染予防対策に取り組んでいただきますよう、改めましてご協力をお願い申し上げます。

昨日も県下で大雨警報が発令されておりましたけれども、近年の雨の降り方は、局地化、集中化、激甚化しており、全国各地で大きな被害が発生しております。幸い、愛媛県におきましては、昨年度、大きな災害は発生いたしませんでしたが、平成30年7月の西日本豪雨による南予地域の激甚被害は記憶に新しいところであります。

本市におきましても、このような大規模災害に対し、即時対応を更に強化するため、災害対策本部などの防災拠点としての機能に加え、災害時の各種情報を集約し、情報共有が可能である本市独自の防災情報システムを活用して、迅速かつ的確な災害対応を行うこととしております。今後におきましても、災害から市民の生命と財産を守ることを最重視し、関係機関とより一層連携を行い、水防体制、避難体制の強化に取り組んでまいります。

これから、集中豪雨、台風襲来等の本格的な出水期を迎えるにあたり、風水害による被害を可能な限り最小化するとともに、被害の迅速な回復を図る減災の考え方のもと、さまざまな対策を組み合わせ、スピード感を持って防災・減災対策の強化、充実を図ってまいり所存でございます。

本日、ご出席賜りました委員の皆様方には、この後、本市の水防行政の基本となります「水防計画」についてご審議いただき、より一層の水防体制の充実強化が図られますことを祈念いたしまして開会にあたりましてのご挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

3 出席者紹介

○事務局（危機管理課）

ありがとうございました。

続きまして、出席者の紹介に移りたいと存じます。恐れ入りますが、自己紹介の形式で、新居浜市議会議長山本様から順に、新居浜市管工事業協同組合理事長、石水様までお願い致します。

…………… 〈 自己紹介 〉 ……………

○事務局（危機管理課）

ありがとうございました。

続きまして、加藤副市長より順にお願い致します。

…………… 〈 自己紹介 〉 ……………

○事務局（危機管理課）

ありがとうございました。

つづきまして、事務局より自己紹介をさせていただきます。

…………… 〈 自己紹介 〉 ……………

以上で自己紹介を終わります。

なお、本日ご欠席されております委員の方を紹介いたします。

「新居浜警察署 署長」、「えひめ未来農業協同組合 代表理事組合長」、

「愛媛県漁業協同組合 新居浜支所 運営委員長」が所用のため欠席となっております。

4 議長選出

○事務局（危機管理課）

続きまして、議長の選出でございますが、慣例によりますと新居浜市常任委員会委員長に議長を務めていただいております。

本年につきましても、新居浜市議会市民福祉委員長に議長をお願い致したいと考えておりますが、いかがでしょうか。

賛同の方は拍手をお願い致します。

…………… 拍 手 ……………

ありがとうございました。委員の皆様の御承認をいただきましたので、新居浜市議会市民福祉委員長大條様に議長をお願い致したいと存じます。恐れ入りますが、大條様、議長席へお進みください。

5 議題審議

○議長（大條委員）

ただ今選任をいただきました、大條でございます。皆様、よろしくお願い致します。

それでは、議事に移らせていただきます。まずはじめに、令和3年度、新居浜市水防計画（案）について、事務局の説明を求めます。

○事務局（危機管理課主幹）

危機管理課の高橋と申します。恐れ入りますが、着座にて、令和3年度新居浜市水防計画（案）の御説明をさせていただきます。

よろしく願いいたします。

令和3年5月に災害対策基本法等が改正され、第60条「市町村長の避難指示等」におきまして、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立ち退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し避難のための立ち退き避難を指示することができるとなりましたが、改正後は必要と認める居住者等に対し、避難のための立ち退き避難を指示することができることと改正されました。

このことから、避難情報等も見直しが行われ、警戒レベル3の避難準備・高齢者等避難開始から高齢者等避難に変更、警戒レベル4の避難勧告及び避難指示から避難勧告が廃止され避難指示へ、警戒レベル5の災害発生情報から緊急安全確保へ変更となり、警戒レベル4で危険な場所から全員避難を発令いたします。

それでは、お手元の水防計画（案）1ページをお開きください。

この計画は、第1章、総則から第15章、水防訓練までと、30ページからは、別表第1の水防機関指揮系統図などの参考資料で構成されております。

2ページをお開きください。

第1章、総則、1の「目的」ですが、水防法第4条の規定に基づき、県知事から指定された指定水防管理団体である新居浜市が、同法第33条第1項の規定に基づき、本市における水防事務の調整及び必要な事項を規定し、河川、湖沼（こしょう）又は海岸の洪水、内水、津波又は、高潮の水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的としております。

次に、2の「用語の定義」ですが、災害警戒本部は、市内における水防を統括するために設置される機関であり、昨年度から、本市に大雨警報等の発令と同時に本部を設置することと基準を見直しいたしました。水防管理者及び本部長は市長、水防機関は、水防事務及び処理をするため市長から命じられた、災害警戒本部員及び班員は市職員を、隊員は消防団員、水防協力隊は、新居浜建設業協同組合水防編成隊のことでございます。

水位周知河川は、国土交通大臣または県知事が、洪水により経済上重大な損害を生じる恐れがある河川を指定した河川であり、本市では国領川及び渦井川が指定されております。

水位到達情報は、水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位の到達に関する情報のほか、氾濫注意水位、避難判断水位への到達情報をいい、水防警報は、知事が指定河川等について、洪水などの災害などが起こる恐れがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表であり、国領川と渦井川が指定されております。

避難判断水位は、市長の高齢者等避難発令の目安となる水位であり、氾濫危険水位

は、洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいい、避難指示の発令判断の目安となる水位であります。

洪水浸水想定区域とは、水位周知河川において、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により、当該河川が氾濫した場合に浸水が想定されるとして、国、または、県が指定した区域でございます。

重要水防箇所とは、洪水等に際して、水防上特に注意を要する箇所をいい、過去の実績及び地形などから推測して、洪水または、風浪(ふうろう)により、堤防の決壊及び氾濫が予想され、水防活動によって相当の効果があると予想される区域であり、市内では5箇所を指定しています。

次に3ページ、3の水防の責任と義務は、(2)の市の責任として、その区域における水防を十分に果たすべき、具体的な事務内容を記載しています。

(3)の国の責任として、平成29年度より、東予地方局、新居浜市、西条市において、大規模氾濫に関する減災対策協議会が設置され、5箇年計画に基づき、大規模氾濫に備える地域の取り組みを実施しており、令和3年度から流域治水プロジェクトについて検討が進められる予定です。

次の、4の津波における留意事項には、水防活動、その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるよう配慮し、水防隊員自身が、避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施するなどの、留意事項を記載しております。

次に4ページ、5の「安全配慮」において、水防隊員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとし、水防活動時は原則として複数人で行い、ライフジャケットを着用するなど、安全確保のための具体例を記載しております。

6の「水防組織」(1)の水防警戒本部の設置につきましては、新居浜市を除く東予東部に水防に関する警報等が発表された場合、また、危機管理統括部長が災害警備のため必要があると認めたときには、危機管理課にて水防警戒本部を設置し、情報収集などを行い、また、災害警戒本部解散後も必要に応じて、水防警戒本部で処理することとしており、(2)の災害警戒本部の設置につきましては、本部長は、本市に水防に関する警報が発表されたとき、水防警報が発表されたとき又は市域に局地的災害が発生するおそれのあるときは、災害警戒本部を設置し、洪水などの恐れがなくなったと認められるときまで、水防事務を処理するものです。

次に、第2章、気象状況の連絡は、本部長は、大雨警報などの発表により、各水防機関への速報及び市民に周知徹底を図ることとしております。

次に、第3章、水防指令の、1 水防機関の出動として、水防に係る気象通報を受けたとき、または、気象状況により必要と認めたときは、市長が水防指令を発令し、発令後には、県など、水防関係機関へ連絡を行い、水防関係者の招集を行い、5ページには、水防活動を適切に行うため、事前配備から第3配備までの4段階に区分し招集いたします。

第4章、雨量・水位観測及び警戒の、1 雨量・水位の観測の、雨量観測は、消防本部で情報収集しており、本市で設置、管理している雨量計は、一宮町、立川町、大生院、船木、多喜浜、別子山の6箇所に設置し、自動観測を行っています。

(3)の水位報告は、下水道班が実施し、水防指令前を含め状況に応じて消防班員が行うこととしております。

次に、6ページ、2の巡視及び警戒は、水防隊員が河川、海岸などの巡視を実施し、危険を認めるときは、直ちに河川等の管理者に連絡し、必要な措置を求めることとなっております。

次に、7から9ページ、第5章、排水は、排水ポンプ場の現状等につきましては、のちほど上下水道局長より、御説明がございます。

次に、10ページ、第6章、水防活動は、本部長は、危険箇所の報告があった場合、直ちに関係各班を現場に急送させ、水防工法の決定などの措置を行い、土砂災害の発生・堤防の決壊などがあった場合は、速やかに危険箇所付近の住民及び県へ通報するとともに、各班及び水防隊を派遣して、現地本部を設置させ、できる限り被害の拡大を防止しなければならないとしております。

次に、11ページ、第7章、水防資材及び輸送は、水防倉庫などに管理しております水防資機材等について、12ページは、市内の土のう置き場などの、土のう袋及び砂の配置状況を掲載しております。

次に、13から15ページ、第8章、公用負担は、水防に要する費用は、市が負担することになっており、緊急の必要のある時は、必要な土地の一時使用、土石(どせき)、竹(ちく)木(ぼく)、その他の資材の使用など、現地調達した場合は、公用負担により処理し、できる限り所有者の承諾を得ることとしております。

次に、15ページ、第9章、避難及び重要水防箇所等の設定は、1の避難及び救助として、洪水、津波または、高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるとき、または、避難基準に該当すると認められるときは、市長は必要と認める区域の居住者に対し、避難指示等を発令することとしております。

次に、17ページ、重要水防箇所など危険箇所の調査につきましては、毎年、市及び県との合同調査を実施しております。

次に、18ページ、避難情報発令の判断基準は、土砂災害に対する避難基準につきましては、立川・別子山地区以外の山すそ地区、立川地区と別子山地区の3地区に分類し、19ページには、土砂災害に対する避難基準の具体例では、大雨警報等が発表されたときには、本部長は、警報発表時刻をもって、災害警戒本部設置と同時に高齢者等避難など、状況に応じて発令し、各水防班は、速やかに任務を適切に実施することとしております。また、浸水に対する避難基準について、鹿森ダムのホットラインにより異常洪水時防災操作の開始予告等の通知があった場合には、国領川の河川水位に関係なく、その状況に応じた避難情報を発令することとしております。

その他、高潮に対する避難基準と本部長が必要と認めるときに具体例などについて

掲載しております。

次に、23ページ、第11章、協力隊及び関係住民の出動は、災害警戒本部が設置された場合には、水防協力隊である新居浜建設業協同組合に連絡し、災害対策室にて待機していただき、迅速な対応をお願いしております。

なお、新居浜建設業協同組合とは毎年、水防に関する協議会を開催し、協力体制の確認等を行っております。【水防協議会時のみ説明】

次に、第12章、協力及び応援は、水防法第22条の規定に基づく、警察官の出動要請、同法第23条の規定に基づく、隣接市町への水防応援要請、自衛隊法第83条の規定に基づく、自衛隊の災害派遣要請を行うことが可能です。要請者はいずれの場合も、水防管理者となっております。

次に、24ページ、第13章、水防指令の解除は、河川の水位が氾濫注意水位以下に減じ、かつ危険がなくなったときは、水防指令を解除し、市民への周知及び東予地方局建設部に報告するものとしております。

次に、第14章、調査及び報告は、被害発生時には、25ページの災害発生報告により、地方局を経由して県災害対策本部に報告、その後は、26、27ページの間接報告・最終報告により、逐次(ちくじ)報告を行い、水防が終了したときは、28ページの水防活動実施報告書を作成し、地方局へ報告することとなっております。

次に、29ページ、第15章、水防訓練は、水防法第32条の2の規定により、毎年1回水防訓練を実施することとしておりますが、今年度は、新型コロナウイルス感染防止のため中止となりました。

次に、30ページからは、水防機関指揮系統図であり、部局長と消防団長が本部員で本部会の協議事項が災害警戒本部の決定事項となります。

次に、37ページ、重要水防箇所一覧表には、重要水防箇所5箇所について、尻無川から東川まで重要水防箇所の関係区域、避難場所などを記載しております。

次に、39ページから、別表第5-1及び5-2に重要水防箇所、山くずれ、地すべり主要危険箇所をそれぞれ掲載しておりますので、のちほど御確認お願いいたします。

次に、69ページには、市内9箇所の河川水位観測点の位置を掲載しております。

各観測箇所に設置しております量水標の水位状況を新居浜インフォの河川水位リアルタイム画像として閲覧できるようになっています。

この他にも47ページは、水防協議会条例を、48ページからは水防法などを、71ページには、令和3年度の新居浜建設業協同組合水防協力隊編成表等を掲載させていただいております。のちほど、御確認お願いいたします。

以上で、令和3年度新居浜市水防計画(案)の御説明を終わらせていただきます。

○議長(大條委員)

ありがとうございます。次に新居浜市水防計画(案)のうち排水ポンプ場の現状と整備計画について、上下水道局長から説明を求めます。

○上下水道局長（秋月）

新居浜市で管理しております「排水ポンプ場の現状と今年度の整備予定について」をご説明いたします。

まず、排水ポンプ場の現状についてでございますが、お手元の水防計画書（案）の7ページから9ページをお目通し下さい。

市街地の浸水防止を目的に設置した排水ポンプ場は、全部で37箇所ございまして、設置しておりますポンプは、排水管口径(最小)150mmから(最大)1,200mmまでの、合わせて85台となっております。

この内、降雨の初期段階において、自動で運転を開始するポンプは、32箇所のポンプ場に設置しております。

また、規模の大きいポンプ場12箇所には、停電時に備えた「自家発電設備」を設置いたしております。

なお、これら設備の有無につきましては、表の最下段にあります表示例により、各ポンプ場ごとに記載いたしております。

また、排水ポンプ場の位置につきましては、39、40ページに表示しておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

次に、排水ポンプ場の整備についてでございますが、経年劣化が進んでいる各ポンプ場における機能確保を目的に、ストックマネジメント計画に基づく設備の改築・更新等を順次進めていくとともに、不具合発生箇所については速やかに修繕等を実施してまいります。

以上、排水ポンプ場の現状について申し上げましたが、今年度におきましても運転管理体制の徹底と排水ポンプ設備の整備・点検を行い、降雨時には迅速かつ適切な排水が円滑に行われるよう努め、浸水防止を図ってまいります。

以上で説明を終わります。

○議長（大條委員）

ありがとうございました。次に新居浜市水防計画（案）につきまして、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願ひします。

○質問（堀田委員）

先ほど、水防計画の概要について丁寧な御説明いただき、ありがとうございました。

1点、御質問させていただきます。

5月20日付けをもって、災害対策基本法等が変更となり、レベル3の高齢者等避難への変更、レベル4の避難勧告が廃止となり、避難指示へ避難情報が変更されたと御説明を伺いましたが、市民などへの周知につきましてどのように実施された

のでしょうか。

○回答（危機管理課主幹）

先ほど、堀田団長から御質問がございました、避難情報の周知について御説明いたします。

令和3年5月20日付けをもって改正され、避難情報等が変更となりました。

大きな変更点として、警戒レベル4の避難勧告及び避難指示から避難勧告が廃止され避難指示へ変更となり、警戒レベル4で危険な場所から全員避難を発令いたします。

市民への周知といたしましては、自治会回覧版、市ホームページ、コミュニティFM、インフォ新居浜などを通じて、避難情報の変更点について周知を行っております。

今後、本格的な出水期を迎えるにあたり、災害発生前には、適切な避難情報を発令し、人的、物的被害の軽減に努めてまいります。

以上で御説明を終わります。

○議長（大條委員）

ほかに質問はございませんか。

ないようでしたら、令和3年度新居浜市水防計画（案）について、御賛同の方は拍手をお願いいたします。

…………… 拍 手 ……………

ありがとうございました。満場一致で令和3年度新居浜市水防計画は、御承認いただけたものといたします。従いまして、本水防計画につきましては、愛媛県知事に届出致します。

以上をもちまして、議事を終了致しますとともに議長を退任させていただきます。ありがとうございました。

○事務局（危機管理課）

大條様には適切なる議事進行をしていただき、誠にありがとうございました。

6 その他

○事務局（危機管理課）

その他についてなにかございますか。

議題のほかに御質問がありましたら、お願いいたします。

…………… 質問なし ……………

6 閉会あいさつ

○事務局（危機管理課）

ないようでしたら、閉会の挨拶を 加藤副市長よりお願い致します。

○加藤副市長

本日は、令和3年度新居浜市水防計画につきまして、終始御熱心に御審議いただきまして誠にありがとうございました。

本日議決いただきました水防計画を基に万全な水防体制の確立に努めてまいりますので、どうか宜しくお願い申し上げます。

なお、本日満場一致で議決いただきました、水防計画につきましては、水防法第33条第3項の規定により、愛媛県知事に届け出いたしますことを申し添えまして、閉会の御挨拶といたします。

ありがとうございました。

7 閉会

○事務局（危機管理課）

以上をもちまして、令和3年度、新居浜市水防協議会を閉会致します。

一点、事務局からお知らせいたします。

本日、ご承認いただきました令和3年度新居浜市水防計画につきましては、後日、製本し、お手元に送付させていただきますので、宜しく願いいたします。

本日はありがとうございました。